

# 基礎研 レポート

## EU のデジタル市場法の公布・施行 Contestability の確保

保険研究部 常務取締役研究理事 松澤 登  
(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

### 1—はじめに

2020年12月欧州委員会はこれまでの電子商取引指令を現代化するために、デジタル市場法案(Digital Market Act、DMA)とデジタルサービス法案(Digital Services Act、DSA)の二つの法案を提案した。なお、電子商取引指令は「指令」であるため、各国が指令に基づいて立法する必要があった。他方、今回のDMA、DSAともに「規則」であるため、制定されればそのまま各国において法的効力を有する。

その後、欧州理事会と欧州議会との調整のうえ、2022年3月に最終合意がなされた。報道によると2022年秋に公布されることとなっているが、実際の施行は2023年春になる模様だ。

両方の位置づけを簡単に言えば、DMAはプラットフォーム間の競争を確保し、不公正な行為を規制するものであり、他方、DSAはプラットフォーム上の違法なコンテンツ、すなわち、違法な表現、商品、サービスなどをプラットフォームに掲載されないようにするための規制である。

本稿では、DMA(以下、本規則という)について解説を行う。なお、本規則については、原案の段階で、基礎研レポートとして解説を行っているが、内容が相当に変わっていることから、改めて全体像を説明することとしたい。

### 2—本規則制定の背景

#### 1 | 本規則の基本的な考え方

本規則の前文では、オンライン・プラットフォームは経済市場においてますます重要な役割を果たしているという認識(前文(1))とともに、特にコア・プラットフォーム・サービス(core platform service 以下、CPS)は極端に大きな経済主体として、いろいろな特徴を悪用できるとする(前文(2))。この特徴には、極端に巨大な企業規模、非常に強力なネットワーク効果、両面市場において多くのビジネスユーザーとエンドユーザーを結びつける能力、ビジネスユーザーとエンドユーザー双方からの重大なレベルでの依存、ロックイン効果、エンドユーザーのマルチホーミング(複数の経路でアクセスすること)の欠如、垂直統合、データに促進される優位

性が挙げられる。この特徴は CPS 提供事業者 (gatekeeper, GK、以下で定義) の不公正な慣行とあいまって CPS の競争可能性 (contestability) を実質的に損なう効果を有しうるとともに、GK とビジネスユーザー・エンドユーザーとの間の経済的関係における公正性 (fairness) に影響を及ぼす。実際にこのことはビジネスユーザーとエンドユーザーの選択に深刻な減少をもたらすとする。

すなわち、DMA は主には①競争可能性確保の観点から、あわせて②公正性の観点から規制を行う。

## 2 | 競争法との関係

上述の①競争可能性 (contestability) の概念と、競争法で使われる競争 (competition (substantial lessening of competition のように用いられる)) 概念との関係が問題となる。

前文では競争法 (EU 機能条約 101 条、102 条) との関係が説明されている。まず、競争法のほかに本規則が必要となる理由としては、競争法の適用は市場支配力のあるケース、つまり特定市場における支配力と反競争行為がある場合に限られ、かつ事後適用であり、非常に複雑な個別の事実関係についての幅広い調査を必要とする。そして GK は必ずしも競争法上の市場支配力を有するわけではない (前文(5))。

そして GK は EU 域内の異なる市場において、数多くのビジネスユーザーにエンドユーザーへの入り口 (gateway) を提供する。域内上における不公正な慣行と CPS の弱まった (weakened) 競争可能性による悪影響が生じた。悪影響には不公正慣行により引き起こされる社会的・経済的に否定的な結果 (implications) が含まれるが、このことが各国で立法あるいは規制当局の行動に結びつくこととなった。このような各国別の対応は法令等遵守コストを増大させた (前文(6))。

したがって本規則の目的は、デジタル市場のため及び CPF のビジネスユーザーとエンドユーザーのために、競争可能性と公正性を確保するためのルールを一般的に施行することで域内市場が適切に機能することに貢献するものである (前文(7))。

統一的な運営のため、この規則の射程内にある法律を各国が設けることは禁止される (前文(9)) が、各国の競争法の適用は制限されない (前文(10))。

規則は競争法を補完するものではあるが、その目的は、競争法で定義される歪められない競争を守るという目的とは異なり、GK の存在する市場が、GK の慣行による実際の若しくは推測される効果に拘束されず (independently)、競争可能性があり、公正であることを維持することである (前文(11)、図表 1)。

【図表 1】DMA と競争法

法令	法の目的	適用要件	効果
DMA (事前規制)	競争可能性の確保 ・公正性の維持	指定された GK であること + 指定された CPS であること	一定の行為の禁止又は実施 ⇒違反の場合は課徴金
競争法 (事後規制)	公正な競争の確保	特定の市場における支配力 + 反競争行為	排除命令・課徴金

## 3 — 本規則の適用対象・範囲・定義 (1 条～3 条)

### 1 | 本規則の適用対象・範囲 (1 条)

1 条 1 項は本規則の目的を述べている。すなわち、本規則の目的はビジネスユーザーとエンドユーザーのために、GK の存在する域内デジタルセクターにおいて、すべての事業者に対して競争可能性があり、公正な市場を確保する、協調した規律を導入することにより、域内市場が適切に機能することに貢献することである。

本規則の目的や趣旨は前項2で述べた通りである。

## 2 | 本規則における定義(2 条)

本規則が対象とする GK(Gatekeeper)の定義は 2 条にある。GK とは 3 条に従って指定された、CPS(core platform services)を提供する事業体(undertaking)を指す(2 条 1 項)。そして CPS には以下のものが該当する(2 条 2 項)。例として挙げているのは指定が想定されるサービスであるが、確定したものではない。

(a)オンライン仲介サービス:Amazon の物販サービスや iOS や Android のアプリストアなど

(b)オンライン検索エンジン:Google 検索など

(c)ソーシャルネットワークサービス(SNS):Facebook や Twitter など

(d)映像共有プラットフォームサービス:YouTube やネットフリックスなど

(e)電話番号に依存しない個人間通信サービス:ワッツアップなど

(f)オペレーティングシステム(OS):Windows、iOS、Android など

(g)ウェブブラウザ:Chrome、ファイアフォックス、エッジなど

(h)バーチャルアシスタント:Siri、アレクサなど

(i)クラウドサービス:AWS(Amazon)、Azure(マイクロソフト)など

(j)オンライン広告サービス:Google 検索広告、Facebook 運用型広告など

ちなみに原案の段階にはなく、後日追加されたのが(g)ウェブブラウザと(h)バーチャルアシスタントである。バーチャルアシスタントについて IOT に関するセクター調査の結果から追加されることとなったもので、またウェブブラウザは昨今の法施行や幅広い技術進化を踏まえたものである<sup>1</sup>。

## 3 | 欧州委員会による GK 指定要件(3 条 1 項、2 項)

3 条は GK の指定要件を定めている。それによると事業者(undertaking)であって、①域内市場に重大な影響を及ぼし、②ビジネスユーザーにエンドユーザーに到達する重要な入り口である CPS を提供するものであり、かつ③現在または近い将来に確固とした持続的な地位を確保している(することが予見される)ものが GK として指定される(3 条 1 項)。

そして、これらの要件にはそれぞれ以下の閾値(条件)があり、その閾値を満たす場合に各要件の該当性が推定される(同条 2 項)。すなわち、上記①については、事業者の EU 域内市場での直近3年間の売上高がいずれも 75 億ユーロ以上を継続した場合、あるいは最終決算年度の平均時価総額または公正な市場価値が 750 億ユーロ以上である場合であって、域内 3 か国以上の国で同一の CPS を提供している場合に満たす。上記②については、事業者が CPS を提供している域内市場で 4500 万人以上の月間アクティブエンドユーザ

<sup>1</sup> <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/digital-services-act-questions-and-answers> 参照。

一が存在するか、または1万以上のEU域内設立の年間アクティブビジネスユーザーが存在する場合に満たす。上記③については、上記②の閾値を3年度以上該当した場合に満たす。

このようにCPSを有しているだけでは、その事業者は競争可能性や不公正慣行についての深刻な懸念を生じさせるには十分ではない。CPSが重要な入口(gateway)として構築され、運用事業者が域内市場で重大な影響を与え、そして確固かつ永続的な地位を有するか、そのような地位に近い将来達成するとみられる場合にのみ適用がある(前文15)。

#### 4 | GK 指定手続き(3条4項、5項、8項、9項)

CPSを提供する事業者であって、3条2項(上記3 | )で規定する閾値を超えたものは、閾値を超えたときより、遅滞なく、かついかなる場合であっても二カ月以内に、欧州委員会へ通知し、関連情報を提供しなければならない(同条3項)。2項の閾値を満たす事業者から、3項によって完全な情報を受領した場合に欧州委員会は、不当な遅延なしに、かつ遅くとも45営業日以内に事業者をGKとして指定するものとする(同条4項)。

事業者は2項の閾値を満たす場合であっても、CPSの運営の環境下に置いては例外的に1項の要件を満たさないということを示すために、十分に実質的な根拠を有する意見を申し述べることができる(同条5項)。欧州委員会はこの申し出が十分に実証されていない場合には却下することができる。逆に、この申し出が十分に実質的なものである場合には欧州委員会は市場調査開始後に5か月以内に調査を終了するよう努める(17条3項)。

他方、欧州委員会はCPSを提供する事業者が3条2項の閾値を超えない場合であっても、3条1項の要件を満たすときには17条(市場調査)の手続に従ってGKを指定することができる(3条8項)。

また、GKが3条4項(閾値を満たすGKの指定)又は8項(閾値を満たさないGK指定)に従って事業者がGKとして指定された場合は、GKにより運営され、ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するために重要な出入口となる、関連するCPSについてリストに指定する決定をくだすものとする(3条9項)。3条8項によるGK指定および3条9項によるCPSの指定について欧州委員会は市場調査を実施することができる(17条1項)。市場調査は12カ月以内に結論を出すように努める(同項)。

### 4——行為規制(5条)

#### 1 | 総論(5条～7条を含む)

指定を受けたGKにかかる実質的な規制は5条、6条、7条である。GKは、8条により、指定を受けたCPSに関して、5条～7条を遵守しなければならない、遵守していることをしめすことができなければならない(8条1項)とされている。

5条～7条を遵守するためにGKにより導入される方策は、本規則そのものの目的と関連する義務の目的の両方を達成するために効果的でなければならない(同項)。6条と7条は遵守に至るステップがある(後述)が、5条にはなく、CPS指定から6か月経過時までには遵守することが求められる(3条10項)。5条の規定を禁止規定と行為規定に分けると下記図表2の通りである。

【図表 2】5 条の禁止規定と行為規定

5条（行為規制）	
禁止規定	行為規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人データの結合等の禁止(2項)</li> <li>・ 最恵国待遇の禁止(3項)</li> <li>・ 苦情申し立て・訴訟行為の阻止の禁止(6項)</li> <li>・ アプリ内課金システム等の利用強制の禁止(7項)</li> <li>・ 他のCPSへの登録要求の禁止(8項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CPS外取引の容認(4項)</li> <li>・ CPS外で取得したコンテンツ利用(5項)</li> <li>・ 広告主への手数料等開示(9項)</li> <li>・ 媒体社への報酬等開示(10項)</li> </ul>

## 2 | 禁止規定

### (1) 個人データの結合等の禁止(5 条 2 項)

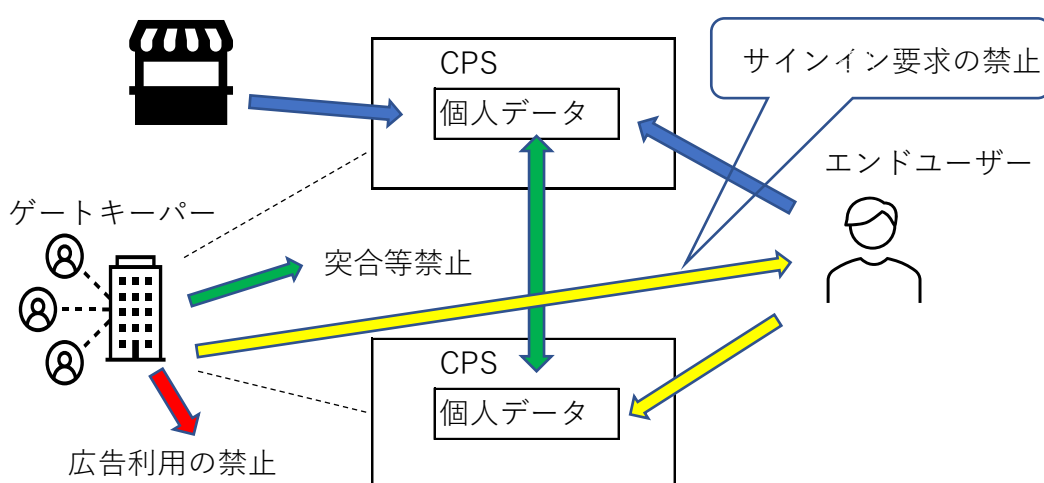
(条文の概略)本項はデータの取扱いについての禁止事項である。GK は①CPS での第三者事業者のサービスを利用したエンドユーザーの個人情報を、オンライン広告サービスの目的で利用してはならない(5 条 2 項(a))。また、GK は②CPS から得られた個人情報を、他の GK の CPS あるいは第三者のサービスから得られた個人情報と統合してはならない(同項(b))。そして GK は③CPS から得られた個人情報を GK の提供する他のサービスで利用してはならず、その逆の利用も禁止される(同項(c))。さらに GK は④個人情報の突合のために GK の他のサービスにエンドユーザーをサインインさせてはならない((同項(d))。

ただし、これらの義務は他の選択肢を示されたうえで同意をした場合には適用されない。なお、この同意が拒絶された場合において、GK は同一目的で 1 年以内に複数回同意を求めてはならない(同項)。

イメージとしては図表 3 の通りである。

【図表 3】データ突合等の禁止(イメージ)

ビジネスユーザー



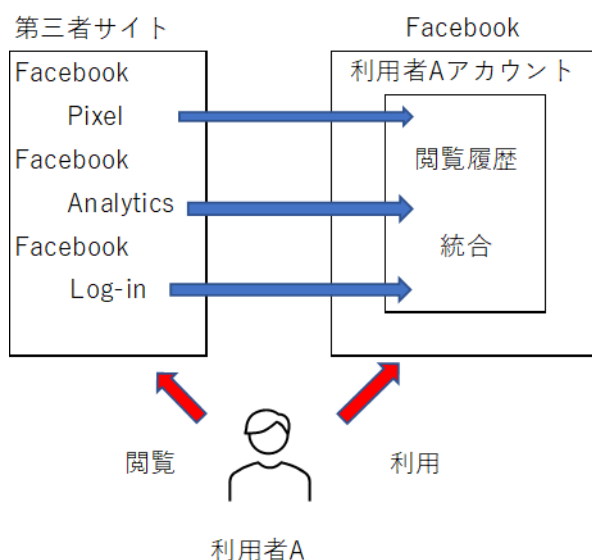
(解説)GK がオンライン広告サービスのために GK の CPS を利用する第三者からの個人データを利用することは GK にデータ蓄積の観点から潜在的な優位性を与え、それによって参入障壁を引き上げる。これは

GK が他の事業者と比較してはるかに多い数の第三者からのデータを利用することができるためである(前文 36)。

また、本項に関連する事案としては、ドイツでの Facebook による他サイト閲覧情報(広告効果測定のために第三者サイトでの閲覧者の行動を記録する Facebook Pixel などを通じて取得)の統合にかかる反トラスト法事件がある。ドイツのカルテル庁は、Facebook ユーザーの第三者サイトにおける閲覧履歴等が、Facebook によって収集され、個人の Facebook アカウントに紐づけてきたことを反トラスト法違反であると差し止めた。これを Facebook が争って訴訟となったが、ドイツ最高裁は、Facebook が支配的なネットワークの運営者として、SNS 市場の既存の競争を維持する特別な責任を負うとした。そして Facebook はユーザーの自己決定権に影響を与えるとともに、サービスの供給者を切り替える選択肢がないことは反トラスト法に関連して、ユーザーからの搾取につながるとし、競争法違反とした(2020年6月23日判決)。

事実関係は図表4の通りである。

【図表4】Facebookのドイツでの反トラスト事件の構図



このようなエンドユーザーに対するいわゆる搾取型の私的独占の禁止(日本では優越的地位の濫用にはほぼ該当)を事前防止するための規定である(図表1)。

このような行為の問題点はエンドユーザーに選択肢がないことであって、より個人情報の取扱いの厳格なサービスとの選択が実際に可能であって、その選択肢が示される場合には問題とならない。

## (2) 最恵国待遇の禁止(5条3項)

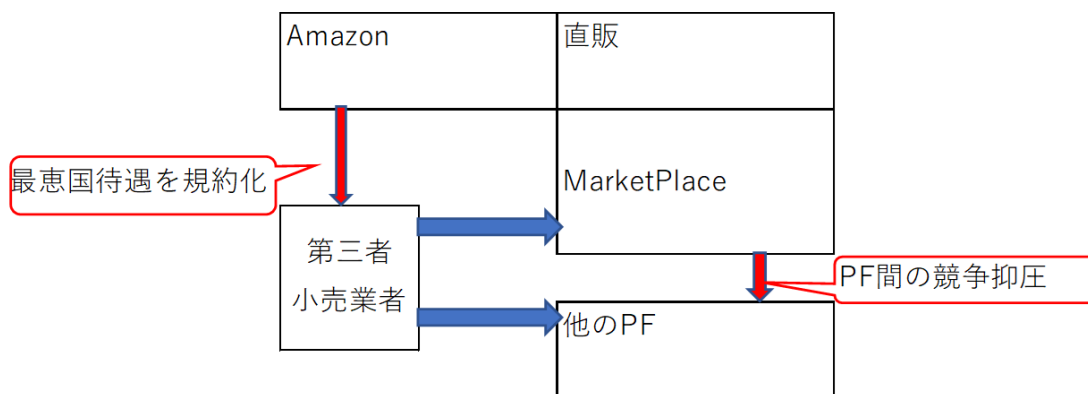
(条文の概要) GK は、ビジネスユーザーに対して、他のオンライン仲介サービスやビジネスユーザー自身の販売チャネルで GK の提供するオンライン仲介チャネルと異なった価格や条件で提供することを禁止してはならない(5条3項)。いわゆる最恵国待遇(most favored nation、MFN 条項)の禁止である。

(解説) GK は契約上の条件として、オンライン仲介サービスを利用するビジネスユーザーに対して、他のオンライン仲介サービスや直販で、より有利な、価格を含む条件を提供する能力を制限することが可能である。

このような行為はプラットフォーム間の競争可能性を制限し、ひいてはエンドユーザーが利用できるオンライン仲介サービスの選択を制限することとなる。そのような制限が直販チャンネルに関連する場合は、GK は不正にビジネスユーザーのチャンネルを選択できる自由を不公正に制限することとなる(前文 39)。

また、本項の規制の参考となるのは、米国ではあるが、Amazon の最恵国待遇規定についてコロンビア特別区法務長官室が提訴した事例である。その事例によると Amazon はオンライン小売業者として米国内シェアの 50-70%を支配する有力な事業者であるところ、Amazon は、その設置するプラットフォームに出店する第三者小売業者に対して、ビジネスソリューション契約(BSA)の締結を要求してきていた。この BSA には価格均衡条項(PPP)と呼ばれる最恵国待遇条項があった。この制限により、Amazon の他の小売サイト、たとえば eBay や Walmart などとの競争を抑圧し、消費者への販売価格を人為的に引き上げたとして 2021 年 5 月に連邦地裁に提訴をした(図表 2)。2022 年 3 月に連邦地裁は訴えが反競争的行為の結果とされる効果について述べてはいるが、反競争的な行為そのものを立証できていないとして訴えを口頭で退けた。しかしその後、2022 年 4 月に法務長官室はコロンビア地区連邦高裁へ控訴したという事例である(図表 5)。

【図表 5】



米国では係争中であるが、最恵国待遇条件によって GK の CPS と、GK 以外の CPS の間の競争が阻害され、また直販チャンネルでの自由な価格設定が行われなためエンドユーザーの選択肢が不合理に制限されることは競争法の観点からも問題と思われ、このような規律に違和感はない。

### (3) 苦情申し立て・訴訟行為の阻止の禁止(5 条 6 項)

(条文の概要) GK はビジネスユーザーとエンドユーザーが GK による欧州法あるいは国内法違反を理由とする行政や司法当局への苦情申し立てや訴訟の提起を阻止してはならない。ただし、ビジネスユーザーと GK の間で苦情処理手続を設置する合意を否定するものではない(5 条 6 項)。

(解説) 本項の趣旨は公正な経済環境とデジタルセクターの競争可能性を確保するためにビジネスユーザー、エンドユーザー、そして警告者(whistleblowers)が、GKの慣行が法令上の問題を生じさせる場合に当局や裁判所に懸念を伝える権利を保障することが重要であるとする(前文 42)。本規制の参考となる事例は見当たらないが、規定としては当然の内容を定めたものと思われる。

#### (4)アプリ内課金システム利用強制の禁止(5条7項)

(条文の概要)GK はエンドユーザーまたはビジネスユーザーに対して、識別サービス、ブラウザ、支払いサービス、アプリ内支払技術の利用・相互運用を強制してはならない(5条7項)。

(解説)本項は、GK が提供する付随サービスである、識別サービス、ウェブ閲覧エンジン、支払いサービスまたは支払いサービスの提供を支援する技術的サービス等は、ビジネスユーザーにとって事業運営上必須のものであり、かつこれらにより事業の最適化が可能となるものである。特にウェブ閲覧ソフトは閲覧エンジンによって仕様が定まるので、ビジネスユーザーにとって依存度を高めるものとなる。したがって、GK は自社が提供するこれらの各サービスの利用を GK 利用にあたっての条件としてではない。また、エンドユーザーに利用を義務付けることでビジネスユーザーが利用せざるを得なくなることも行ってはならないとする(前文 43)。

本項に関連する事案としては、アプリ内課金システムの利用に関する Apple の事案があるが後述する。

#### (5)他の CPS への登録要求の禁止(5条8項)

(条文の概要)GK はビジネスユーザーとエンドユーザーに対して、リスト指定を受けた CPS の利用にあたり、他のリスト指定を受けたCPSや閾値を満たすCPSへの登録を要求してはならない(5条8項)。

(解説)GK がビジネスユーザーとエンドユーザーに対して、自社 CPS 利用の条件として、欧州委員会から指定された他の CPS への登録を求めることは禁止される。これは、GK に対して新たなビジネスユーザーとエンドユーザーの獲得と囲い込み(lock-in)の手段を与えるものである。またデータの蓄積についても潜在的な有利な地位を与えるもので参入障壁を高めるものとして禁止される(前文 44)。これは大規模なプラットフォーム間で利用者を共有化することでますますデータの蓄積が進み、寡占化が進行することを踏まえての規律と考えられる。

### 3 | 行為義務規定

#### (1)CPS外取引の容認(5条4項)

(条文の概要)GKは、ビジネスユーザーが GK のCPSで獲得したエンドユーザーに対して、CPSあるいは他のチャンネルを利用して、GK の CPS での条件と異なる条件で行うことも含め、エンドユーザーと通信し、勧誘を行って契約を締結することを無料で認めなければならない(5条4項)。

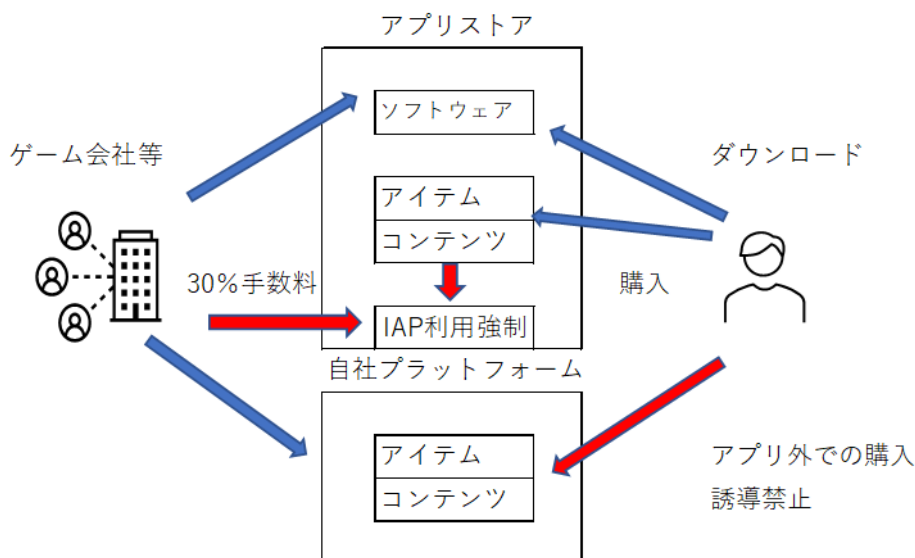
(解説)ゲームソフトや音楽ソフトは GK のアプリストアでダウンロードができる。さらにゲームのアイテムに課金したり、楽曲などの購入あるいは定期購入したりする場合、①アプリストアは自社のアプリ内課金システムを利用することを強制し、②アプリストア外での購入手段での誘導を禁止することとしていた(下記 Apple の事例参照)。

本項では、上記②に関するものであり、GKのCPS経由で取得したアプリのアイテム購入について、他のチャンネルから購入に制限を課さないことを求めている(マルチホームिंग、前文 40)。

本規定の参考となるのは、米国でエピックゲームズ社が Apple を訴えた裁判及び欧州委員会がスポティファイからの申立てを受けて調査を行った事案がある(図表 6)。



【図表 6】アプリ内課金システムの利用



これらの事案では2つの行為が問題とされた。エンドユーザーがGKのCPS経由で音楽やゲームのアプリを取得した場合に、それらアプリのための楽曲やゲームのアイテムを購入するには、アプリ内課金システム(In-App Payment System)の利用が強制されていた。具体的には①アプリストア内でアイテムが購入された場合にはアプリ内課金システムの利用が強制され、その価格の30%をAppleに支払う、②アプリストア外でアイテムが購入できることを告知し、または誘導することを禁止していた。

米国のエピックゲームズ社の訴訟については、カリフォルニア州連邦地裁がAppleによるアプリ外への誘導禁止条項(anti-steering条項、上記②)が州の定める競争法違反として認定された。

またEUでは、2021年4月30日、欧州委員会はAppleが、App Store経由での音楽ストリーミングサービスについて、音楽配信の独占的な地位を乱用して上記①および②を行うことで競争をゆがめたとの暫定的な見解を示した。

これらの判断の影響は日本にもあり、日本公取委がAppleを審査していたところ(Apple被疑事件)上記②についてアプリ外誘導禁止を取りやめるとの自主的な申し出があり、審査を終了した(2021年9月2日)。

このように日米欧で問題となった類型であり、規制の対象となったのは不自然ではない。

## (2) CPS外で取得したコンテンツ利用(5条5項)

(条文の概要GKは、エンドユーザーが自社のCPS外でビジネスユーザーから取得したサービス、コンテンツ、定期購読(subscription)、購読物(features)その他のアイテムについて、自社のCPSで取得したアプリ経由での利用を認めなければならない(5条5項)。

(解説)本項は上記5条4項の規定に従って楽曲やアイテムなどを、GKのCPS上で作動するアプリで聴いたり、利用したりすることに制限を加えてはならないとするものである(前文41)。5条4項を補完する規定と考えられる。

### (3) 広告主への手数料等開示(5 条 9 項)

(条文の概要) GKはオンライン広告掲出サービスを提供している広告主(advertisers)に対して、広告主(広告主によって権限を与えられた第三者を含む、以下同じ)の要請によって、無償で一日ごとの情報を提供しなければならない。この情報には(a)広告主により支払われる個別の広告に係る価格と手数料、(b)媒体社により受領される報酬(媒体社による同意がある場合に限り)、(c)価格、手数料および報酬が計算されるマトリックスが含まれる(5 条 9 項)。

(解説)本項と下記(4)は広告にかかわるものである。まず本規則の理解として、しばしばオンライン広告は複雑であり、価格等についても不透明さがある。さらに個人情報保護の観点から昨今はさらに不透明さが増した。このように広告が不透明であることは広告効果に対して適正なコストが支払われているかどうか不明ということであり、過剰に支払いを行っている懸念がある。多くの広告コストは物やサービスの価格の上昇につながり、エンドユーザーの不利益につながる(前文 45)。

### (4) 媒体社への報酬等開示

(条文の概要)GKはオンライン広告サービスを行っている媒体社(publishers)に対して、媒体社(媒体社によって権限を与えられた第三者を含む、以下同じ)の要請によって、無償で一日ごとの媒体社の在庫(inventory)についての情報を提供しなければならない。この情報には、(a)媒体社が個別の広告掲載によって受け取る報酬と媒体社が支払う手数料、(b)広告主によって支払われる価格(広告主の同意がある場合に限り)、(c)価格と報酬が計算される方法が含まれる(5 条 10 項)。

(解説)媒体社とは自社が保有・運営するブログサイトやニュースサイトなどにおいて、広告を掲載して広告報酬を得る事業者のことをいう。条文の解説については上記(3)参照。

## 5—6 条・7 条関係

### 1 | 総論

6 条の義務については、対象となる GK がとるべき方策を具体化する実施法令(implementing acts)を欧州委員会が採択する(8 条 2 項)。そして採択は手続き開始(20 条による)決定から 6 か月以内に行うものとされる(同項)。6 条は主にシステム構築が関係することとなる規定であるため、欧州委員会と GK の間で調整することが想定されている。また、7 条は後述する通り、所定の過程を踏んで徐々に相互運用を確保することが予定されている(図表 7)。

また、GK は 6 条又は 7 条の規定の遵守を確保するために、自身が実施しようとしている措置又は実施した措置が、GK の置かれた状況において、本規則の義務を達成するうえで有効であるかどうかの確認手続きを実施するよう要請することができる(8 条 3 項)。

【図表 7】6 条と 7 条の規定内容

6条（仕様上の規制）	
禁止規定	積極義務規定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生成された情報の競争への利用禁止(1項)</li> <li>・ランキング優遇の禁止(5項)</li> <li>・アプリやサービスの乗り換え制限の禁止(6項)</li> <li>・不相応な契約解除規定の禁止(13項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレインストールされたアプリの削除とデフォルト設定変更の許容(3項)</li> <li>・アプリストア等のインストール許容(4項)</li> <li>・OS等の相互運用性の確保(7項)</li> <li>・広告測定ツールへのアクセス許容(8項)</li> <li>・データポータビリティ(9項)</li> <li>・生成されたデータへのアクセス(10項)</li> <li>・オンライン検索データへのアクセス(11項)</li> <li>・アプリストアへの公平なアクセス条件(12項)</li> </ul>

7条（電話番号から独立した個人間通信サービス）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階的な相互通信の確立</li> <li>・他のNICS事業者申出による相互運用の実施</li> </ul>	

## 2 | 仕様上の禁止規定(6 条)

### (1) 生成された情報の競争への利用禁止

(条文の概要) GK は、ビジネスユーザーによる GK の CPS 利用、あるいは CPS と一体で提供されるサービス利用によって生じた情報あるいは提供された情報（エンドユーザーによって生成あるいは提供された情報を含む）であって、公に取得することができないものをビジネスユーザーとの競争に利用してはならない（6 条 1 項）。

公に取得できない情報には、ビジネスユーザーやエンドユーザーの CPS における商業活動（クリック、検索、閲覧、音声データを含む）を通じて集められ生成された、集計され、あるいは集計されていないデータを含む（同項）。

(解説) GK は CPS 提供を行うと同時に、CPS 提供と合わせてビジネスユーザーに別のサービスを提供することがある。その場合に、当該別のサービスと同じサービスを提供するビジネスユーザーが CPS を利用することによって生成・提供されたデータを、GK が二重の立場を利用することが可能であり、そのために有利な地位に立つ。したがって、GK は二重の立場で有利にならないよう集計されあるいは集計されていないデータであって、匿名化され公に取得できないものを利用してはならない（前文 46）。そのほか、GK は広告業者であると同時にサービスや物の販売者である場合がある。この場合に CPS を利用する競合ビジネスユーザーが生成・提供した情報を活用して、広告に利用してはならない（前文 47）。またクラウドサービスにおいて、クラウドをビジネスユーザーが利用するにあたって、ビジネスユーザーが提供・生成したデータを GK が利用してはならない（前文 48）。

### (2) ランキング優遇の禁止

(条文の概要)GK は GK 自身によって提供されるサービスや製品に関するランキングと、それに関連するウェブサイト索引付与と巡回(indexing and crawling)について、類似する第三者のサービスや商品より有利に取り扱ってはならない。GK はランキング付与等にあたって透明性、公平性および非差別的条件を適用しなければならない(6条5項)。

(解説)GK は GK 自身あるいは GK が支配する企業がサービスや商品を提供すると同時に、GK としてランキングを付与する二重の立場に立つことがある。この場合において GK 自身等のサービス・商品を他社と比較してランキングの上位に表示することは利益相反である。ここでいうランキングには検索エンジンでの検索結果あるいは検索に伴って表示される結果を含む。また、SNSのニュースフィードに目立つように表示されること、オンライン Market での検索上位に表示されること、バーチャルアシスタントから提案されることなどが含まれる。この手法にはランキングの際に加え、ウェブサイトの索引付与と巡回の際に技術的に行われることもある。このような義務を効果的にするために、ランキングは一般に公正かつ透明である必要がある(前文51, 52)。本項に関連する事案としては、Google Shopping 事件と Amazon の事案がある。

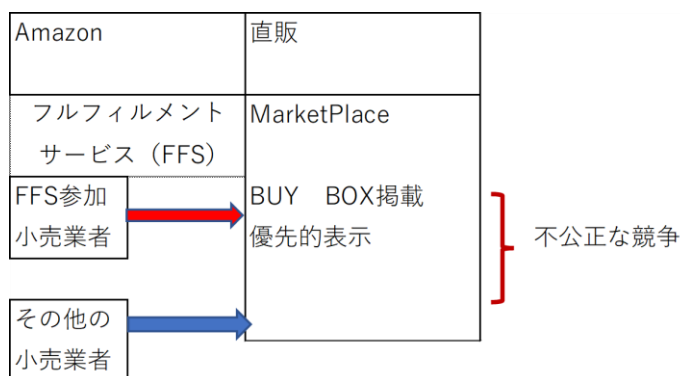
Google Shopping 事件は欧州委員会が認定したものである。それによると Google は一般検索サービス市場において支配的な立場にあり、その立場を濫用して、検索結果において自社サービスである Google Shopping に掲載されている商品の情報を、他の商品比較サービスのそれよりも上位に表示することによって、自社サービスへのトラフィック(traffic、流出量あるいは流入量)を増加させ、他のサイトへのトラフィックを阻害したとし、競争法違反とした。これを受け欧州委員会は Google に対して課徴金納付命令を出したところ、Google は欧州一般裁判所に対して命令の取り消しを求めて提訴した。審理の結果、一般裁判所は Google の訴えを退けた(図表8)。

【図表8】Google Shopping 事件



Amazon のフルフィルメントサービスを利用する(Fulfilment by amazon)第三者小売業者(以下、FBA 小売業者)を優遇しているのではないかという点について欧州委員会は調査を実施している。特に FBA 小売業者について、Buy Box の獲得や Amazon Prime 会員への優先的な提案を可能とするなどのために行う判断基準において、優先的な取り扱いをしているのではないかの点について調査を開始した(2020年11月10日、図表9)。

【図表 9】Amazon に対する欧州委員会の調査



ランキングはプラットフォームが魅力的であることの源泉ともいえる仕組みであって、GKはこの構築・改善に労力をつぎ込んでいると思われるが、差別的であったり、垂直的統合をしている GK の関係会社を有利に取り扱ったりしないように納得性を持ったアルゴリズムを作っていく必要がある。

### (3)アプリやサービスの乗り換え制限の禁止(6条6項)

(条文の概要)GKは、技術的あるいはその他の方法で、エンドユーザーがそのCPS上においてアプリやサービスを乗り換え、選択する能力を制限してはならない。これにはインターネット接続サービスに関する選択も含まれる(6条6項)。

(解説)このことでより多くの事業者がサービスを提供し、そのことによって究極的にはより多くの選択肢がエンドユーザーに与えられることになる。GKは人為的な技術的制限その他のスイッチングを不可能又は非効率にさせる障壁を高くしてはならない。この障壁には単なる価格の割引や品質向上は含まれない。GKはオンラインのコンテンツまたはサービスへのエンドユーザーへのアクセスを制限できるため、GKの行為によってオープンインターネットが妥協されるべきではない。同時にGKはインターネットプロバイダ事業者間のスイッチングを技術的に制限できる。このような制限はインターネットアクセスサービスの公正な競争の場(level playing field)を歪め、究極的にエンドユーザーの利益を害する(前文53, 54)。

なお、下記3 | の(3)を参照。

### (4)不相応な契約解除規定の禁止(6条13項)

(条文の概要)GKはCPS提供に関して不相応な(disproportionate)一般的な契約解除条件としてはならない。GKは解約規定の行使を不当に困難なものとしてはならない(6条13項)。

(解説)GKはビジネスユーザーとエンドユーザーが以前、定期購入していたCPSからの定期購入を止めようとする能力を阻止することができる。したがって、ビジネスユーザーとエンドユーザーが利用するCPSを自由に選択できる権利をGKが阻害するような状況を避けるためのルールを構築する必要がある(前文63)。いわゆるダークパターンに関する項目である。

### 3 | 仕様上の積極義務規定(6 条)

#### (1) プレインストールされたアプリの削除とデフォルト設定変更の許容(6 条 3 項)

(条文の概要) OS 上のソフトウェアアプリを技術的に削除可能とすべきであり、エンドユーザーが容易に削除できるようにすべきである。ただし、OS が機能するために必要であり、第三者アプリでは対応できない場合を除く。また、GK は OS 初期設定、特にオンライン検索エンジン、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザ(以下、検索エンジン等)といった機能であって GK が提供するサービスを利用するように仕向ける設定について、変更することを容認し、かつ技術的に容易に変更できるようにすべきである。このことには 3 条 9 項で指定を受けており、デフォルトで設定されている検索エンジン等をエンドユーザーが最初に利用する際に、主要な検索エンジン等サービスのリストやデフォルトで設定されているもののうちから選択できるように促進(prompt)することが含まれる(6 条 3 項)。

(解説) GK は自社あるいは第三者のサービスを、自社 OS、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザにおいて優遇して、エンドユーザーが他の第三者から取得する他の同様のサービスの害になることがある。このことは特に特定のアプリやサービスが当初から設定されている(pre-installed)場合に顕著である。したがって、当初設定のアプリ等を削除することを認めるべきとする。

また、GK は、OS、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザが自社のソフトウェア等を優遇しているときに、エンドユーザーがこれらの初期設定を変更できるようにすべきとする(前文 49)。

#### (2) アプリストアのインストール許容(6 条 4 項)

(条文の概要) GK はその OS を利用または相互運用する第三者のアプリ及びアプリストアをインストールすることを許容し、効果的に利用することを技術的に可能にしなければならない。また GK の CPS 以外の方法で第三者アプリまたはアプリストアへアクセスできることを認めなければならない。そしてエンドユーザーが自身のデフォルトとして第三者アプリやアプリストアを設定することを妨げてはならない。ただし、ハードウェアや OS の完全性を危険にさらすことのないように手段を採ること、およびエンドユーザーのセキュリティ確保のための手段を採ることは否定されないが、これらの手段は比例的で GK によって正当化される必要がある(6 条 4 項)。

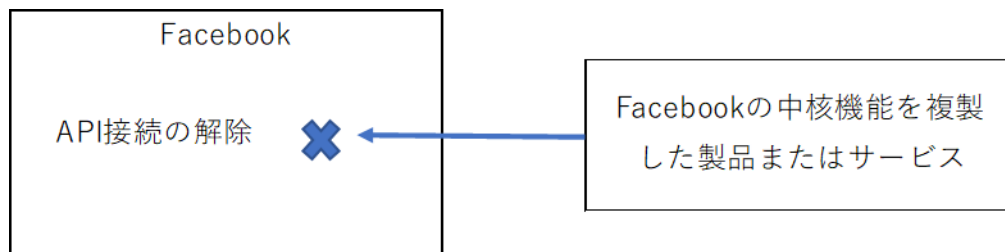
(解説) アプリ及びアプリストアへの制限はソフトウェア開発者が他の販路(distribution channel)を利用する能力と、エンドユーザーが異なるアプリを異なった販路から異なったアプリを選択する能力を制限することとなり、不公正かつ CPS の競争可能性を弱めることの原因となるために禁止される(前文 50)。

現在、Apple のスマートフォンの OS である iOS では App Store からのみアプリをダウンロードでき、Android 端末では別のアプリストアを使うことはできるものの、事実上 Google Play からのダウンロードが標準化している。これらアプリストアはアプリが適正であるかどうかを審査していることから、エンドユーザーが安心してダウンロードできることになっている側面がある。ハードウェアおよび OS 提供者である GK にアプリのみならずアプリストアまで排除しないことを求めるのは技術的にも可能なのだろうか。

本項に関連する事案としては、Facebook を米国 FTC が訴えた事案がある。それによると Facebook は、第三者アプリの重要なインフラであるという力を利用して、第三者アプリに競争制限的な利用条件を課してい

る。具体的には 2011 年から 2018 年の間、Facebook 上で連動する第三者アプリは Facebook や Messenger と競合する機能を持たないこと、および Facebook と競合する他社を宣伝しないことを求め、実際にこの条件に違反した第三者アプリを締め出した。このことで Facebook と競合する機能開発を思いとどまらせたり、他の企業が SNS で Facebook の独占を脅かす能力を妨げたりしたと FTC は主張した。裁判所は競争法違反を否定したが FTC は裁判を継続している(図表 10)。

【図表 10】Facebook に対する FTC からの提訴



### (3)OS 等の相互運用性の確保(6 条 7 項)

(条文の概要)GK は、サービスの提供者とハードウェアの提供者に対して、無償で、効果的な相互運用または相互運用目的のアクセスを提供しなければならない。これらはリスト化されている OS やバーチャルアシスタント経由でアクセスされるサービスやハードウェアに対して行われているアクセスや相互運用性と同程度でなければならない。ただし GK が OS 運用の統合性を確保するのに必要な必要最小限の措置をとることは否定されない。さらにGKはGKが提供するOS、ハードウェア、ソフトウェアが得られるのと同等の効果的な相互運用性及び相互運用のためのアクセスをビジネスユーザー及び CPS とともに提供されるサービスの代替的提供者に無償で許容しなければならない。ただし、OS、バーチャルアシスタント、ハードウェア、ソフトウェア機能の完全性を阻害させない手段を必要最小限に限定してとることができる(6 条 7 項)。

(解説)GK は、GK であると同時に OS 経由で接続するウェアラブルデバイス(ウェアラブル watch など)や近接距離通信(Near field communication、NFC)などを利用するサービスの提供という二重の役割を有することがある。この場合、代替するサービスやハードの提供者に OS で同様の条件でのアクセスを認めないとすれば、それらの代替事業者の革新性を著しく損するとともにエンドユーザーの選択肢を損なうこととなる(前文 55, 56, 57)。

本項に関連する事案としては、Apple Pay に対する欧州委員会の認定が挙げられる。具体的には、2020 年 6 月 16 日に欧州委員会は、①Apple Pay を、第三者である事業者が商業アプリやウェブサイトへの組み込む際に Apple が課す条件その他の措置、②iPhone を利用して、店舗において支払うための近距離無線通信(NFC)機能(タッチアンドゴー)を Apple Pay に限定していること、および③Apple Pay へ特定製品(iPhone などの競合製品)からのアクセスが制限されたことと主張があったことについて、反トラスト法調査を開始すると発表した。その後、2022 年 5 月 2 日欧州委員会は、Apple は iOS 市場で独占的地位にあり、上記②の Apple の慣行は競争制限的であるとの暫定的見解を公表した。

### (4) 広告測定ツールへのアクセス(6 条 8 項)

(条文の概要) GK は広告主と媒体社(権限を与えられたものを含む)に対して、その要請により無償で、GK の効果測定ツールと、広告主と媒体社が広告在庫(inventory)の独立した検証(verification)に必要なデータ(集計されたものと集計されていないものを含む)にアクセスできるようにしなければならない(6条8項)。

(解説)本項の立法趣旨としては、前述の5項9項、10項と同じである(前文58)。ただし、5条9項、10項が手数料又は報酬にかかわる情報であったことに対して、本項では広告効果を計測するのに必要なデータの提供となっていることが異なる。このようなデータ提供はシステム的な対応を要するからであろう。

#### (5) データポータビリティ(6条9項)

(条文の概要) GK はエンドユーザー(エンドユーザーにより権限を付与された者を含む)に対して、その要求により無償で、エンドユーザーにより提供された情報とエンドユーザーがCPSを利用することで生じた情報について、効果的なデータのポータビリティを可能にし、データポータビリティを促進するためのツールの提供、およびこれら情報への継続的でリアルタイムのアクセスを提供しなければならない(6条9項)。

(解説) GK は CPS とその他のデジタルサービス提供によって非常に多数の情報へのアクセスから利益を得ている。GK がスイッチング、マルチホーミングを制限することで CPS の競争可能性およびデジタルセクターの潜在的な革新を阻害させないために、エンドユーザーは、CPS に提供し、または CPS での行動を通じて生成されたデータへの効果的かつ即時のアクセスを認められなければならない。データは即時かつ効果的に、アクセスが可能かつデータ移管先でユーザーが利用できるようなフォーマットで提供されなければならない(前文59)。本項はデータポータビリティについて定めたもので GK によるデータ独占を禁止することで、同様の CPS サービスが他の事業者により営まれることを可能にするものである。

#### (6) 生成されたデータへのアクセス(6条10項)

(条文の概要) GK はビジネスユーザー(ビジネスユーザーにより権限を付与された者を含む)に対して、その要請により無償で、高品質、継続的かつリアルタイムの集計されたあるいは集計されていないデータへのアクセスおよび利用を提供しなければならない。このデータにはビジネスユーザーが CPS または CPS の付随サービスを利用するにあたって提供し、または生成されたビジネスユーザーまたはビジネスユーザーと取引をしたエンドユーザーのデータを含む。なお、個人データはビジネスユーザーとの直接取引があり、かつエンドユーザーが情報共有に同意した場合に限り提供される(6条10項)。

(解説) エンドユーザーにはデータポータビリティ権が付与されるが、ビジネスユーザーには、自社が提供し、あるいは CPS 上で行った事業活動により生成したデータについてのアクセス権が与えられる。

#### (7) オンライン検索データへのアクセス(6条11項)

(条文の概要) GK はオンライン検索サービスを提供する第三者事業者に対して、その要求により、公正かつ合理的、非差別的な条件において、GK の運営するオンライン検索サービスにおけるランキング、検索ワード(query)、クリック、閲覧データを開示しなければならない。検索ワード、クリック、閲覧については匿名化



されなければならない(6条11項)。

(解説)ビジネスユーザーとエンドユーザーに対するオンライン検索エンジンの価値はユーザーの総計が増加するにしたがって増加する。GKによるランキング、検索ワード、クリック、閲覧のデータは新規事業者の参入及び拡大に対する重要な障壁となり、したがってオンライン検索エンジンのサービスの競争可能性を阻害する(前文61)。本項は既存のオンライン検索エンジンに対して、その保有するデータを新規参入事業者に提供すべしとするものであって、競争法の観点からも、かなり踏み込んだ規定となっている。現状で一般検索についてはGoogle一強が続いていることから、独占的な状態を解消することを目指していると思われる。

#### (8)アプリストアへの公平なアクセス条件(6条12項)

(条文の概要)GKは、ビジネスユーザーに対して、そのリスト化されたアプリストア、オンライン検索エンジン、オンラインSNSへのアクセスについて公平、合理的かつ非差別的な一般条件を適用しなければならない(6条12項)。

(解説)たとえばアプリストアにおいてはGKとアプリを提供するビジネスユーザーとの間の交渉力に差異があることから不公正あるいは正当化されない差別的取扱いにつながる一般条件(価格条件を含む)を押し付けてはならない。基準としては、他のアプリストア提供者に対する異なる価格・条件の適用、アプリストア提供者からの、関連するか類似するサービスまたは異なるエンドユーザーに対するサービスへの異なる価格・条件の適用、アプリストア提供者からの、異なる地域における同様のサービスへの異なる価格・条件の適用、GKが自身に対して、アプリストアから提供される同じサービスに対する異なる価格・条件の適用がある。またこの一般条件には域内にある、容易にアクセスでき、不偏、独立、無料の裁判外紛争解決手続に基づく規定を含まなければならない(前文62)。

## 4 | 個人間通信サービス(7条関係)

(条文の概要)GKは、リスト化されたその運営する電話番号から独立した個人間通信サービス(number-independent interpersonal communications services 以下、NICS)の基礎的な機能を、他の事業者が提供する、あるいは提供しようとするNICSと相互通信が可能となるようにしなければならない。このことは他の事業者からの要請に基づいて、無償で、必要な技術的なインターフェイスまたは相互運用を可能とする類似のソリューションを提供することで行う。基礎的な機能の相互運用性の解放については、以下のスケジュールが定められている。

#### (a)GKとして登録された段階

- ・二人の個人エンドユーザーのテキストメッセージ
- ・画像、音声メッセージ、ビデオその他の添付ファイルで二人の個人間エンドユーザー間の通信

#### (b)指定から2年以内

- ・個人エンドユーザー集団におけるテキストメッセージ
- ・画像、音声メッセージ、ビデオおよびその他の添付ファイルでグループチャットと個人エンドユーザー間の共有

(c)指定から4年以内

- ・二人の個人エンドユーザー間の音声通話
- ・二人の個人エンドユーザー間のビデオ通話
- ・グループチャットと個人エンドユーザー間の音声通話
- ・グループチャットと個人エンドユーザー間のビデオ通話

(解説)NICSを提供するGKの相互運用性の欠如は、強いネットワーク効果により利益を得ており、それは競争可能性を損なうことにつながる。さらにはエンドユーザーがマルチホーミングできているかどうかにかかわらず、NICSはプラットフォームのエコシステム(生態系)の一部であり、代替サービス提供者にとっての参入障壁を悪化させ、エンドユーザーの乗り換えコストを増加させる(前文64)。

なお、相互通信の義務はGKにのみ課せられているので、GKでないNICS提供者は相互通信を可能とするかどうかの選択権を有する。またエンドユーザーも相互運用が可能な事業者において相互運用を行うかどうかの選択権を有する(同条7項)<sup>2</sup>。

## 6—その他の規定(DMA9条~15条)

GKの遵守すべき義務に関連して定められているその他の規定の概略は、以下の通りである。

(1)義務の停止 GKが、リスト化されたCPSにかかる5条~7条のうち特定の義務を遵守したとすれば、GKのコントロールを超える例外的な状況によって、EU域内事業の経済的実行可能性が危機に陥るだろうことを、理由を付して要請した場合には、欧州委員会は、義務の全部または一部を例外的に停止する決定を定めた法(acts)を導入することができる(9条)。

(2)公衆衛生または公衆安全を根拠とした免除 欧州委員会は、GKからの理由を付した要求、または自発的に、CPFにかかる5条~7条のうち特定の義務の全部または一部を免除することが公衆衛生又は公衆安全の理由により正当化される場合には、これらの義務からGKを免除する決定を定めた実施法令(implementing acts)を適用することができる(10条)。

(3)GKは3条によってCPSがリストに指定された6か月以内において、3条10項に従って、欧州委員会に対して、5条~7条の義務を遵守するために採用した方策を詳細かつ透明な様式で説明した報告を提出し、開示しなければならない(11条)。

(4)委任立法 欧州委員会は5条、6条の義務に関して本規則を補充するために49条に則って委任法令(delegated acts)を適用する権限を有する。委任法令は19条による、CPSの競争可能性を制限する慣行に対処するため、または5条、6条の義務により対処される不公正な慣行について対処するために義務をアップデートする必要性を特定する市場調査に基づくものとする(12条)。

<sup>2</sup> 前掲注1

(5)回避策への対処 GK は契約上、商業的、技術的手段等を通じてサービスを分割(segment, divide, subdivide, fragment or split)することで3条2項の量的閾値を回避してはならない。このような行為によって欧州委員会が3条4項に従ってGKを指定することを妨げられない(13条)。

(6)集中についての情報提供義務 EC 合併規則3条に定める合併や買収による集中によってCPS等のサービスをデジタルセクターに生じさせ、あるいはデータの収集を可能にする場合には合併等の届出義務の有無にかかわらず、欧州委員会に報告しなければならない(14条)。

(7)独立監査済説明書 3条による指定より6か月以内にGKはその指定されたCPSに適用されている消費者のプロファイリングの技術についての独立監査済説明書(independently audited description)を欧州委員会に提出するものとする。欧州委員会は独立監査済説明書を欧州データ保護委員会に提出する(15条1項)。GKは報告の概要を年一度は公表しなければならない(同条3項)

## 7—市場調査

欧州委員会は後記17条～19条に基づく決定を適用することを目的として市場調査を行うことを意図した場合には、市場調査の開始決定を行うことができる(16条1項)。また、調査開始決定以前においても欧州委員会は規則に基づく検査権限を行使することができる(16条2項)。

### 1 | GK および CPS 指定に関する調査

まず、欧州委員会は、CPSを提供する特定の事業者がGKとして3条8項(3条2項の閾値を満たさないが3条1項を満たすとして指定されうる場合)のもとで指定されるべきかどうか、あるいはどのCPSが3条9項のもとでリスト化されるべきかを検討するために市場調査を実施することができる(17条1項、上記3の4 | 参照)。また、3条2項の閾値を満たすが、GKからGK指定要件を満たさないとの十分に実質的な根拠を有する申出があった場合は調査開始から5か月以内に調査を終了するよう努める(17条3項)。欧州委員会は3条8項に基づいてCPSを提供する、いまだ確固とした永続的な地位を確保していないが、近い将来に確保することが予見される場合には、欧州委員会はそのようなGKに5条の一部条項と6条の一部条項のみを適用することを宣言することができる。欧州委員会は、当該GKが不公正な方法で確固とした持続的な地位を達成することを防止するために、適切かつ必要な義務のみを適用するように宣言しなければならない(17条4項)。

### 2 | GK の組織的不遵守に関する調査

欧州委員会はGKが組織的な不遵守に携わっているかどうかを検証する目的で、市場調査を実施することができる。欧州委員会は開始から12か月以内に調査の結果を出し、市場調査結果を決定する実施法令(implementing act)を適用するものとする。市場調査によりGKが5条～7条の義務に、組織的に違反して

おり、GK としての立場を維持、強化、拡張していることが示された場合には、実施法令には、本規則を効果的に遵守するために比例的(proportionate)に必要な範囲において、行為的、組織的(structural)な改善策(remedy)を科すことができる(18 条 1 項)。この改善策には、公正さと競争性可能性を維持または再構築するために比例的かつ必要な範囲で、限られた期間内で、GK が、CPS その他のサービス、あるいは組織的不遵守によりデータを結合するサービスに関して、合併等により集中することを禁止することを含む(18 条 2 項)。

### 3 | デジタルセクターの発展に関する調査

欧州委員会は 2 条 2 項に定められる CPS のリストに新たに加えるべきサービスがあるかどうかについて検証するため、または競争可能性を制限あるいは不公正であるとされている行為であって、本規則では効果的に対処されていないものを探知するために、市場調査を実施することができる(19 条 1 項)。この市場調査の結果、適切である場合には①適用対象となる CPS の範囲に新たにサービスを加えるべきことや各種 GK に対して新たな義務を追加すべきとする修正を行う立法提案、または②5 条～7 条の義務を補完する委任法令の草案を、報告とともに欧州議会と欧州理事会に提出する(19 条 3 項)。

## 8 — エンフォースメント

### 1 | 検査権限

欧州委員会は 8 条(義務遵守)、29 条(不遵守)、30 条(課徴金)にかかる決定を適用することを目的として手続を開始するには、手続開始決定を行う(20 条 1 項)。ただし、欧州委員会は手続開始決定前であっても検査権限を行使することができる(同条 2 項)。

本規則の義務を履行するために、欧州委員会は事業者又は事業者団体から、単なる要請または決定によってすべての必要な情報を要求することができる。同様に事業者の保有するデータ、アルゴリズム、検証に係る情報及びその説明を要求することができる(21 条)。

また、本規則の義務を履行するために、欧州委員会は同意をした個人または法人に対して聴取することができる。聴取内容については技術的方法で録音することができる(22 条)。

さらに本規則の義務を履行するために、欧州委員会は事業者及び事業者団体についてすべての必要な検査を行うことができる(23 条 1 項)。これには物件への立ち入り、帳簿の調査、帳簿の謄写、すべてのシステム等へのアクセスや説明を求めること、物件の差し押さえを含む(同条 2 項)。

### 2 | 中間的措置・確約計画

ビジネスユーザーとエンドユーザーに対して、重大で取り返しのつかない損害が発生するリスクのある危急の場合、欧州委員会は 29 条の不遵守決定の適用を前提に開始した手続の中で 5 条～7 条違反の一応の侵害認定に基づいて中間的措置を命ずる実施法令(implementing acts)を適用することができる(24 条)。

18 条(組織的な不遵守に関する調査)の手続において、GK は 5 条～7 条の義務を遵守することを確保するための確約計画(commitments)を申し出ることができ、この場合欧州委員会は確約計画が拘束力を有する実施法令を適用し、これ以上の手続を行う根拠がないことを宣言する(25 条)。

### 3 | モニタリング・第三者からの情報・遵守組織

欧州委員会は5条～7条(作為義務・禁止行為)、8条(義務遵守)、18条(組織的不遵守に対する市場調査)、24条(中間的措置)、25条(確約計画)の決定を効果的に導入し、遵守することをモニターするために必要な措置をとる。これらの措置には特に義務や決定を導入し、遵守することを評価するために必要とみられるすべての書類を保管することを義務付けることが含まれる(26条)。

指定された CPS のビジネスユーザー、競争者およびエンドユーザー、あるいはそれらの代表者は各国競争法当局または欧州委員会へ直接、本規則範囲内の慣行又は行為について通報することができる(27条)。

GK は GK の運営組織から独立した、組織長を含む一人または複数の遵守役員(compliance officers)からなる遵守組織(compliance function)を導入する必要がある(28条)。

### 4 | 規則の不遵守

欧州委員会は5条～7条(作為義務・禁止行為)、8条2項(6条遵守のための義務)、18条1項(組織的不遵守に対する改善策)、24条(中間的措置)、25条(確約計画)違反に対して、不遵守決定(non-compliance decision)を下すことができる(29条1項)。欧州委員会は20条の開始決定から12カ月以内に不遵守決定をするように努める(同条2項)。

不遵守決定があった場合、欧州委員会は前年度世界売り上げの10%を超えない額の課徴金(fines)を課すことができる(30条1項)。また、過去8年以内に同一 CPS で不遵守決定を受けていた場合には、世界売り上げの20%までの課徴金を賦課することができる(30条2項)。

また、8条や18条などの遵守を求めため、事業者、GK、事業者団体に前年度一日あたり世界売り上げの5%を超えない範囲での日額での定期的な罰則金を支払うよう決定することができる(31条)。これら課徴金等が課せられる行為については5年が時効である(32条)。また課徴金等の納付についての時効も5年である(33条)。

欧州委員会は各種決定にあたって、関係する GK、事業者、事業者団体に対して、中間見解(preliminary findings)および中間見解に基づいて委員会が採用しようとする方策について、意見を述べる機会を付与する(34条1項)。なお、GKの防御の権利を尊重するため、事業者の営業機密の合理的な制限の元、欧州委員会の保有するファイルにアクセスすることが認められる(同条4項)。

### 5 | 他機関との協働等

欧州委員会は規則の実行と規則の目的に向けた進展についての年次報告書を欧州議会と欧州評議会に提出する(35条)。本規則に従って収集された情報は本規則の目的のみに使用される(36条)。欧州委員会と各国当局は緊密に連携し、本規則の意図する範囲内で整合的で、効果的かつ補足的な利用可能な法的手段を利用しつつ協働する(37条)。また欧州委員会と各国の競争法担当当局は、欧州競争ネットワーク(European Competition Network)を通じて協力し情報交換を行うものとする(38条)。さらに各国裁判所は本規則の適用手続において欧州委員会にその保有する情報と本規則適用にあたっての見解を求めることができる(39条)。

欧州委員会は本規則のためハイレベル会議体を設置する。この会議体には①欧州電気通信監督団体、②

欧州データ保護監督者および欧州データ保護ボード、③欧州競争ネットワーク、④消費者保護協調ネットワーク、⑤映像メディア監督官による欧州監督団体から構成される(40条)。

3か国以上の域内国は事業者が GK として指定されるべきとの疑いを持つ十分な理由があると考えるときには 17 条の市場調査を開始するよう欧州委員会に要請することができる(41 条 1 項)。また、一以上の域内国は GK が 5 条～7 条の義務に組織的に違反し、かつ GK としての地位を維持、強化、拡大していること疑うに足りる合理的な根拠があると考えるときは欧州委員会に 18 条の市場調査を実施するよう要請することができる(41 条 2 項)。

## 9—まとめ

本規則は大胆なルールを定めている。競争法から一步踏み込んで、市場支配力がなくとも、その巨大さによって行為規制や仕様規制をかせるようにした。この背後には、巨大なプラットフォーム提供者が存在し、一層拡大する一方で、対抗する新規事業者がほとんど出てこないという危機感があるのであろう。また、競争法違反が事実認定の問題から、その適用が必ずしも円滑ではないとの懸念もあると思われる。

規制内容は本文で書いた通りであるが、それぞれ個別性が強いので、ご覧いただくしかないが、要するに GK は CPS 上のデータを独り占めしてはならず、かつ新規事業者との相互運用を確保すべきとする。独り勝ちが EU 経済の利益に反するという価値判断だ。

ただ、対象となる GK が簡単に受け入れるかどうかは不透明である。システム上の対応を要するものも多く、GK としての競争力のもととなる企業機密に属するものの開示なども含まれ、このことには強い反発も予想される。

そして、日本はどうすべきかということが課題となる。本規則で取り扱われている問題のいくつかは米国の上院でも法案として提出されているため、その動向も見る必要がある。日本でルールを作っても基本的には米国企業への適用となるため、欧米と足並みをそろえるのが最も円滑だと思われるものの、「国内企業の育成、ひいては業務革新の進展をけん引」という視点からするともっと早く動く必要があるかもしれない。